附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十六年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（船舶消防設備規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶（以下「現存船」という。）については、第一条の規定による改正後の船舶消防設備規則（次項において「新規則」という。）第四十三条の二、第四十五条、第五十一条、第五十二条、第五十七条の二、第五十七条の三第一項第五号、第六十三条の三、第六十三条の四及び第六十四条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2　現存船については、新規則第四十九条及び第六十三条の規定にかかわらず、当該船舶について平成三十年七月一日以後最初に行われる定期検査又は中間検査が開始される日までの間は、なお従前の例によることができる。

3　現存船であって施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、第一項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

（危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　現存船については、第二条の規定による改正後の危険物船舶運送及び貯蔵規則第百六十四条及び第二百七十一条の規定にかかわらず、当該船舶について平成三十年七月一日以後最初に行われる定期検査又は中間検査が開始される日までの間は、なお従前の例によることができる。

（船舶救命設備規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　現存船については、第三条の規定による改正後の船舶救命設備規則第九十六条の三の規定にかかわらず、当該船舶について施行日以後最初に行われる定期検査又は中間検査（第三種船にあっては、船舶安全法施行規則第二十五条第三項に規定する準備を行うものに限る。）が開始される日までの間は、なお従前の例によることができる。

（船舶設備規程の一部改正）

第五条　船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）の一部を次のように改正する。

第百二十二条の十三第五号中「第十二号」を「第十三号」に改める。

第百六十九条の二十五中「第十号」を「第十一号」に改める。

第二百八十九条中「第六号」を「第七号」に改める。

第二百九十八条中「第十三号」を「第十四号」に改める。

（船舶防火構造規則の一部改正）

第六条　船舶防火構造規則（昭和五十五年運輸省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二十二号中「第十三号」を「第十四号」に、「第六号」を「第七号」に改める。

（船舶構造規則の一部改正）

第七条　船舶構造規則（平成十年運輸省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第五十五条中「第十六条」を「第五条第五号」に改める。